

26年度予防接種対象者

種類	対象年齢(未滿とは誕生日前々日です)
不活化ポリオ	1期(初回・追加): 生後3カ月~7歳6カ月未滿 ※過去に不活化ポリオか三種混合を接種している方が対象。三種混合ワクチンは販売中止となっているため、接種が必要な方は問い合わせてください
三種混合	
四種混合	1期(初回・追加): 生後3カ月~7歳6カ月未滿 ※不活化ポリオ+三種混合の混合ワクチンです
二種混合	11~13歳未滿
麻しん風しん(MR)混合	1期: 1~2歳未滿
	2期: 5~7歳未滿で27年度小学校就学予定者(20年4月2日~21年4月1日生まれ)
日本脳炎※	1期(初回・追加): 生後6カ月~7歳6カ月未滿(標準3歳から)
	2期: 9~13歳未滿
B C G	1歳未滿
ヒ ブ	生後2カ月~5歳未滿
肺炎球菌	生後2カ月~5歳未滿
子宮頸がん	12歳に達する年度(小学6年生)~16歳に達する年度(高校1年生)(平成10年4月2日~平成15年4月1日生まれの女子) ※積極的勧奨接種を見合わせています
水痘	1~3歳未滿(平成26年度に限り3~5歳未滿も対象)

※日本脳炎は特例措置として、平成7年4月2日~19年4月1日生まれの方は20歳未滿まで接種を受けることができます

ワクチンで病気を防ごう
子ども予防接種週間

3月1日~7日の1週間は「子ども予防接種週間」です。

保護者をはじめとした地域住民の予防接種に対する関心を高め、予防接種率を向上させ、ワクチンで防ぐことができる病気を子どもたちを救うことが目的です。

4月からの進学・進級に備え、この機会に、子ども

の母子健康手帳を確認して見ましょう。未接種の場合があり、接種を希望する場合は、早めに計画を立てるよう心掛けましょう。定期予防接種は、表のとおりそれぞれ対象年齢が決められています。対象年齢を過ぎると、健康被害発生時も国の救済制度を利用することができなくなるほかに、接種も有料となります。



市の情報発信媒体は、毎月1日・15日にお届けしている広報紙だけではありません。最新の市政情報や地域の話題など、市民の皆さんに役立つ情報を、ホームページ、ラジオなどを通じて、分かりやすくお知らせしています。

動画で見どころなどを紹介するムービーチャンネルあやせ「字を読むのは苦手」という方にも、目で見て分かりやすい動画を市ホームページで配信しています。子育て家庭の相談に応じるなど育児支援を行っている子育て支援センターの紹介や市内からの富士山眺望、ドリームプレイウッズ公園、

綾瀬の情報発信中



史跡などを紹介しています。ホームページでお届けあやせネットニュース「広報紙に載っていた事業の結果は」近々開催されるイベントは「などの声に」応えるため、広報まちかど特派員や市民からの情報など、旬の情報を市ホームページとフェイスブックで平日に毎日発信しています。

市職員の生出演木曜日FMやまと毎週木曜日、FMやまと(77.7MHz)のエリアインフォメーションコーナー(14時5分~14時15分)で、綾瀬のイベント情報などを紹介しています。番組に市民や市職員などが電話で生出演し、パーソナリティの質問に答えます。金曜日の昼休みに前日の録音を市役所で放送しています。

4月1日から新システム

電子申請・届出サービス

4月1日から、電子申請システムが新しくなります。パソコン・携帯電話に加え、スマートフォン専用画面を新設しました。

手続き	担当課
畜犬登録の廃止(死亡届)	保健医療センター ☎77・1133
畜犬登録事項変更届	
粗大ごみ収集申込	リサイクルプラザ ☎70・5667
印鑑登録証明書交付申請	市民課 ☎70・5668
記載事項証明書交付申請	
住民基本台帳カードによる転出届 ☆	
住民票の写し交付申請	
地域生活支援サービス事業者登録申請	障がい福祉課 ☎70・5623
地域生活支援サービス事業者登録事項変更届出書	
地域生活支援サービス事業(廃止・休止・再開)届出書	
ふるさと納税(寄附金)申出	★ 財政課 ☎70・5601
行政情報公開請求	☆ 文書情報課 ☎70・5631
保有個人情報開示請求	★ 文書情報課 ☎70・5639
ホームページ広告掲載申込み	
広報掲載依頼(サークル会員募集)	秘書広報課 ☎70・5606
広報掲載依頼(サークル会員募集以外)	
市営住宅駐車場明渡届	都市整備課 ☎70・5602
市営住宅長期不使用届出書	
小児医療証交付申請	☆ 子育て支援課 ☎70・5664
まち美化マナー宣言登録制度	★ 環境政策課 ☎70・5620

☆印の手続きには電子証明書を登録した住民基本台帳カードとICカードリーダーが必要です
★印の手続きは事前の利用登録の必要はありません

同サービスは、申請・届け出・申し込みができるオンラインサービスで、市ホームページから利用できます。サービスの利用には、一部を除き事前の利用登録が必要で

す。既に登録済みの方も、新システムではこれまでの利用者IDが使用できなくなるため、改めて登録が必要になります。手続きによっては、公的個人認証などの電子証明書

が必要になる場合もある。詳細は担当課(表参照)にお問い合わせください。
文書情報課 ☎70・5639。